

## ◎所得の種類と所得金額の計算

所得の種類			所得金額の計算方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額
2	配当所得	株式や出資などの配当	収入金額－負債の利子
3	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費
4	事業所得	事業をしていて生じる所得	収入金額－必要経費
5	給与所得	サラリーマンの給与など	収入金額－給与所得控除額（表1）
6	退職所得※1	退職金	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2
7	山林所得※1	山林を売って生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額
8	譲渡所得※1	土地や建物、株式などの財産を売って生じる所得	収入金額－取得等の経費－特別控除額
9	一時所得	生命保険金や競馬の払戻金、懸賞当選金など	(収入金額－必要経費－特別控除額) × 1/2
10	雑所得	他の所得にあてはまらない所得（年金・原稿料など） ※2	公的年金等 収入金額－公的年金等控除額（表2） その他の収入 収入金額－必要経費

※1 退職所得、山林所得、譲渡所得については、他の所得と分離して、それぞれの所得ごとに所得割額を計算します。これを分離課税といいます。

※2 遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付等は非課税所得です

表1 給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨て（A）	給与所得の金額
から	まで		から	まで		
650,999円まで		0円	円	円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨て（A）	「A×2.4」で求めた金額
円	円	給与等の収入金額の合計額から650,000円を控除した金額	1,628,000	1,799,999		「A×2.8-180,000円」で求めた金額
651,000	1,618,999		1,800,000	3,599,999		「A×3.2-540,000円」で求めた金額
1,619,000	1,619,999	969,000円	3,600,000	6,599,999		「収入金額×90%-1,200,000円」で求めた金額
1,620,000	1,621,999	970,000円	6,600,000	9,999,999		
1,622,000	1,623,999	972,000円				
1,624,000	1,627,999	974,000円	10,000,000円以上		「収入金額×95%-1,700,000円」で求めた金額	

表2 公的年金等の速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
65歳未満	1,299,999円まで	—	700,000円
	1,300,000円～4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円～7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
65歳以上	3,299,999円まで	—	1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円～7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円